

総合事業における報酬の日割計算について

総合事業サービス（月額報酬制）・・・身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ（月額制）、集中デイ
 総合事業サービス（回数制）・・・生活ヘルプ（回数制）、予防デイ、元気デイ

（１）月途中で新規で総合事業サービス（月額報酬制）を利用する場合

総合事業サービス（月額報酬制）では、利用者と事業所との契約日を起算日として日割算定する。

ただし、利用者の都合等により、契約月にサービス利用がない場合は、契約月分の報酬は算定せず、翌月分から月額報酬（日割なし）を算定する。

【具体例】

① 契約月にサービス利用がある場合

	5/1	5/10	5/15	取り扱い
	1日	契約日	利用開始日	
総合事業サービス （月額報酬制）				5/10から5/31まで を日割算定する。

介護予防サービスは、利用開始日に関わらず、日割算定は行わないが、総合事業サービス（月額報酬制）は、利用者との契約日から日割算定する。

② 契約月にサービス利用がない場合



	4/20	5/1	5/5	取り扱い
	契約日	1日	利用開始日	
総合事業サービス （月額報酬制）				5月分から日割せずに算定

契約月にサービス利用がない場合は、翌月分から月額報酬（日割なし）で算定する。

(2) 月途中で総合事業サービス（月額報酬制）から総合事業サービス（回数制）へ変更する場合

- ・総合事業サービス（月額報酬制）は、月初から契約解除日までで日割算定する。
- ・総合事業サービス（回数制）は、契約日から利用した回数で算定する。ただし、総合事業サービス（月額報酬制）の契約解除日以前は、総合事業サービス（回数制）の利用はできない。



【具体例】5/15 に総合事業サービス（月額報酬制）を契約解除し、同日で総合事業サービス（回数制）を契約した場合

	5/1	5/15	5/31	取り扱い
	1 日	契約解除日 契約日	月末	
総合事業サービス （月額報酬制）				5/1 から 5/15 までを日割算定する。
総合事業サービス （回数制）				5/15 は、総合事業サービス（月額報酬制）の契約解除日以前となるため、契約解除日の翌日である 5/16 から利用した回数で算定する。

(3) 月途中で総合事業サービス（回数制）から総合事業サービス（月額報酬制）へ変更する場合

- ・総合事業サービス（回数制）は、月初から契約解除日まで利用した回数で算定する。
- ・総合事業サービス（月額報酬制）は、契約日から月末までで日割算定する。ただし、総合事業サービス（月額報酬制）の契約日が総合事業サービス（回数制）の契約解除日以前の場合は、総合事業サービス（回数制）の契約解除日の翌日から月末までで日割算定する。

【具体例】5/15 に総合事業サービス（回数制）を契約解除し、同日で総合事業サービス（月額報酬制）を契約した場合


	5/1	5/15	5/31	取り扱い
	1 日	契約解除日 契約日	月末	
総合事業サービス （回数制）				5/15 までに利用した回数で算定する。
総合事業サービス （月額報酬制）				5/15 は総合事業サービス（回数制）の契約解除日以前となるため、契約解除日の翌日である 5/16 から月末までを日割算定する。

(4) 月途中でのサービス利用終了

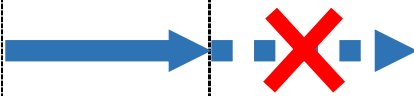
総合事業サービス（月額報酬制）では、利用者と事業所との契約解除日までで日割算定する。

ただし、利用者の都合等により、契約解除月にサービスの利用実績がない場合は、契約解除月分の報酬は算定しない。

【具体例】**① 契約解除月にサービス利用がある場合**

	5/1	5/10	5/15	取り扱い
	1 日	契約解除日		
総合事業サービス (月額報酬制)				5/1 から 5/10 まで を日割算定する。

② 契約解除月にサービス利用がない場合

	4/20	5/1	5/10	取り扱い
	最終利用日	1 日	契約解除日	
総合事業サービス (月額報酬制)				利用実績がないため、5 月分は算定しない。

【日割計算に関するQ&A】

Q 1

同一事業所内で元気ヘルプから生活ヘルプ（回数制）に変更する場合、改めて契約し直さない場合はどのように取り扱えばよいか。

A 1

同一事業所内でサービスを変更する場合は、個別サービス計画の変更日（同意日）を起算日として日割計算してください。

Q 2

月途中から生活ヘルプ（月額制）を週 1 回利用する計画だが、日数の関係で、初月は 2 回しか利用しない。この場合、初月は生活ヘルプ（回数制）で請求し、2 か月目から生活ヘルプ（月額制）を請求することになるのか。

A 2

月途中からの利用であっても、ケアプランに生活ヘルプ（月額制）で位置付けされていれば、月額制の取扱いとなるため、日割計算してください。

契約日や契約解除日について、利用者と合意する際は、社会通念から考えて利用者が著しく不利益となる取り扱いとならないように配慮をお願いします。